

DCとはDefined Contributionの略＝確定拠出年金のことです。

平成19年5月28日

昨年11月発行のDCニュースでご紹介しました
確定拠出年金(DC)の「制度改正の行方」につい
て、その後の経緯をご案内いたします。

りますが、その中で特に次の要件をクリアしなくては
なりません。

厚生労働省の確定拠出年金、改正案の内容

日本証券業協会、経団連等から提出されていた
改正案が厚生労働省案に集約され、今通常国会の「厚
生・共済年金一元化法案」の中に盛り込まれました。
内容は、以下の3点に要望事項が集約されていますの
で、ご説明を致します。

尚、今国会での成立は日程も厳しく、審議入りが困
難な情勢と予想されており成立は微妙です。秋の臨時
国会にずれ込む可能性が強く、そこでの成立を目指す
予定です。

1. 企業型確定拠出年金の資格喪失年齢（加入可能年 齢）の引き上げ（平成21年4月施行予定）

現在、60歳で資格喪失となりますが、改正案施行
後、企業が資格喪失年齢を規約に定めた場合、60歳
以降も65歳までの任意の年齢まで継続して掛金拠
出を行うことが可能となります。

これには定年を65歳まで延長して働き続けても
確定拠出年金を積みませることができるようにする狙
いがあり、企業が高年齢者を雇用延長する流れに合わ
せた対応と言えます。

この結果、60歳を過ぎても受給資格(下表ご参照)
がなく運用のみをしていた場合でも、受給資格を得る
まで拠出が可能となります。

老齢給付金の受給資格要件

請求時の年齢	受給資格を満たす 通算加入者等期間
60歳以上61歳未満	10年
61歳以上62歳未満	8年
62歳以上63歳未満	6年
63歳以上64歳未満	4年
64歳以上65歳未満	2年
65歳以上	1月

2. 確定拠出年金に係る中途脱退（中途退職時の脱退 一時金の請求）要件の緩和（平成21年4月施行予 定）

現行の脱退一時金の請求には、何項目かの条件があ

・再就職の場合

再就職先が企業年金（厚生年金基金・適格退職年
金等）を導入しておりその加入者となること

・結婚した場合

第3号被保険者（会社員等の妻）であること

ところが、上記の要件が厳しく、下記の理由で緩和
することが、要望されていました。

再就職の場合、他に企業年金が無ければ、脱退一時
金の請求はできず個人型に加入（拠出）するか、加入
しない場合は、個人型で運用指図者となる必要があり
ます。

また、第3号被保険者ではなく、例えば自営業者の
妻の場合も上記と同様、やはり加入をするか、しない
場合は運用指図者となる必要があります。

この個人型加入が経済的理由等でできず、運用指図
者となる場合、手続きが煩雑となるだけでなく、運用
期間中、管理手数料がかかるため、移換金額が少額で
あると、年金資産が受給資格を満たす前に失われてし
まう懸念があるのです。

今回の改正案は企業の退職者について、個人型へ移
換後、2年間継続して個人型の運用指図者であって、
年金資産額が25万円以下等の要件を満たす場合、個
人型からの脱退（脱退一時金の請求が可能）を認める
ものです。

特に、「2年間継続して個人型の運用指図者」でな
ければならない、との条件があることに注意が必要で
あると思われます。

3. 確定拠出年金に係る運用商品の除外に係る手続き の緩和（平成20年4月施行予定）

現在、運営管理機関等が運用加入者の少ない等の理
由で運用商品を除外する場合、当該商品で運用してい
る者全員の個別同意が必要でしたが、労使合意等によ
り運用商品の除外が可能となります。

これは柔軟な商品の入れ替えを導入企業が望んで
いたことが背景にあるようです。また、投資選択肢が
多くて困るというような場合、選択幅を狭める意味で
も有効と考えられます。

以上、改正要望事項についてご説明しましたが、
今後も税制改正の成り行きを引き続き紹介していき
たいと思います。